

報告書骨子（案）

はじめに

調査の目的、手法等

第 1 章 国内にシェアリングエコノミーに関する動向

1-1 シェアリングエコノミーに関する定義

- ・ シェアリングエコノミーは、「個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動」や「場所・乗り物・モノ・人・お金などの遊休資産をインターネット上のプラットフォームを介して個人間で貸借や売買、交換することでシェアしていく新しい経済の動き」と定義
- ・ 我が国ではモノ、空間、スキル、移動、お金の 5 つの類型に整理されるのが一般的で、各分野に多数のサービス事業者が存在

1-2 シェアリングエコノミーの現行統計上の扱い

- ・ 現行の統計調査においては「シェアリングエコノミーに関連する調査対象の特定」、「シェアリングエコノミーのみを対象とした調査事項の設定」等が行われておらず、シェアリングエコノミーの構造把握は難しい状況
- ・ 一方、現行の統計調査においても、シェアリングエコノミーを仲介する企業は、経済センサス-基礎調査・活動調査、情報通信業基本調査、特定サービス産業実態調査、特定サービス産業動態統計調査、サービス産業動向調査等で把握可能

1-3 シェアリングエコノミーの市場規模

- ・ 内閣府によると、2016 年のシェアリングエコノミーの国内の生産額規模は、約 4,700 億円～5,250 億円と試算。類型別みると、「モノ」が 3,000 億円と最も多く、次いで「スペース（空間）」が 1,400～1,800 億円
- ・ その他、情報通信白書をはじめ各種調査で市場規模が推計されているが、それぞれ推計対象（規模として捉えているもの）が異なることから、市場規模に差がある

1-4 シェアリングエコノミーの事業実態

- ・ 属性別の利用者数や売上高（手数料）などについては各社とも詳しく補足しており、統計調査の際に回答は可能な状況にある。ただし、シェアリングビジネスはビジネスモデルが真似されやすいため参入障壁が低く、プラットフォーム間での競争が激しいために、各社とも財務や会員数などの情報は開示していない
- ・ また、スタートアップ企業が多く、システムを競争力の源泉として内製で開発しているために先行投資が膨らみ、収益が立つのはこれからという企業も少なくない

- ・ シェアリング事業者の中には複数のシェア事業を手掛けている企業もあり、サービスごとに事業特性が異なるため、事業ごとに責任者を配置し、財務情報などを管理している
- ・ 正社員として従業員を抱えている企業が多く、各社とも競争力の源泉となるシステム開発は内製しているため、多数のシステムエンジニアを抱えている。また、ユーザー（提供者と利用者）を多数抱えることがプラットフォームとしての価値を高めるため、広報・営業部門の人員を強化している。そのため、費用項目としては人件費の占めるウエイトが大きい

第2章 海外調査

2-1 概況および国際機関の動き（含 OECD）

- ・ シェアリングエコノミーの台頭を受け、主要国においてここ数年、統計的把握に係る検討が進捗
- ・ OECD を含む国際機関等がワークショップやセミナー等を開催

2-2 英国

- ・ 概況：2015 年の政府勧告を受け、シェアリングエコノミーの統計的把握が ONS を中心に本格化
- ・ ONS、PwC UK、NatCen、Sharing Economy UK それぞれの定義・分類、（行っている場合には）統計調査・推計とその目的等は相違

2-3 フランス

- ・ 概況：統計当局 INSEE がシェアリングエコノミーの統計把握（GDP への取り込み）に関する検討の実施に着手。環境・連帯移行省が循環経済の観点から関連する統計を実施
- ・ INSEE が最近、INSEE 内および政府他機関と連携のうえ検討を進捗
- ・ 環境・連帯移行省は循環経済の観点から検討（参考情報）

2-4 欧州連合

- ・ 概況：欧州委員会および欧州議会においてシェアリングエコノミーの把握を検討中。統計局（Eurostat）が統計的把握の中心であり、他総局（DG GROW、DG COMM、DG TAXUD 等）がそれぞれの所管に関連して調査等を実施。また、欧州議会も検討を実施
- ・ DG GROW は産業政策立案・実施の観点から、既存の EU 法・規制との関係で実態把握に関心。分野横断的な研究に加え、分野別の調査にも着手
- ・ Eurostat の取組（追って情報提供依頼）
- ・ 欧州議会の要請を受け、欧州議会事務局は産業実態の把握、税制等の観点から調査研究

2-5 米国

2-6 カナダ

2-7 オーストラリア

- ・ 上記3か国については、政府機関による定義・分類、(実施している場合には) 統計調査および検討の背景・目的について概説

2-8 中国

- ・ シェアリングエコノミーを巡る概況(国家情報センター「中国におけるシェアリングエコノミー年次報告書概要(2018年)」より主要情報を抽出)。

(参考) 定義・分類等に係る表

第3章 統計調査の設計

3-1 調査の目的

- ・ シェアリングエコノミー検討会議 中間報告書(平成28年11月4日)、産業構造審議会 商務流通情報分科会 情報経済小委員会 分散戦略WG中間とりまとめ(平成28年11月29日)、内閣府「シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動の計測に関する調査研究」報告書概要(平成30年7月)等における議論の内容を参考に、我が国におけるシェアリングエコノミーに対する関心、GDP統計の精度向上等の観点から、本統計調査を行う必要性と目的について整理

3-2 調査対象および調査方法

- ・ 本統計調査におけるシェアリングエコノミーの定義、および調査対象企業の選定条件、選定方法をまとめる
- ・ 調査方法については、郵送調査・電子調査票による調査の両手法で行うことを記載

3-3 調査事項

- ・ フェイス項目、企業全体に関する項目、シェアリングサービスに関する項目のそれぞれについて、質問事項を整理

3-4 調査票案

- ・ 「3-3 調査事項」を元に調査票案を作成、掲載

3-5 表章形式案

- ・ 調査結果の公表にあたり、作成する集計表を検討、掲載

結語

- ・ 今回統計調査（試験調査）の実施、および試験調査後に実現可能性と継続性を確保した調査方法を検討するための視点を示し、次年度以降の検討内容（検討課題）を示す
 - 調査対象の選定方法(調査対象名簿の整備方法)
 - 調査事項の精査
 - 表象形式の精査 等
 - 調査方法の見直し（ウェブスクレイピングの活用等、有効な補間手法の検討） 等

以上